社会福祉法人　北海道光生舎
特別養護老人ホーム　光生舎ゆいま～る・もみじ台
短期入所生活介護　運営規程

制 定 日	平成２７年１０月　１日
施 行 日	平成２７年１０月　１日
改 定 日	令和　６年　４月　１日
決裁機関	理事会
分　　類	基本経営
版	第２版

規程改廃履歴

制定年月日	版	名　　称
平成 27 年 10 月　1 日	1	光生舎ゆいま～る・もみじ台短期入所生活介護運営規程

改廃履歴

制定年月日	版	改廃箇所・内容・理由等
令和　3年4月1日	2	入居者の個室を利用しての空床利用の追加
令和　3年8月1日	3	食費の変更
令和　4年　5月1日	4	事業の運営、衛生管理、苦情処理、個人情報の保護、虐待防止に関する事項の追加
令和　5年12月1日	5	食費負担を１日単位から１食単位に変更
令和　6年　4月1日	6	衛生管理等　　第１０条　事項の追加 非常災害対策　第１３条　業務継続計画に関する事項の追加 虐待防止に関する事項　第１６条　身体拘束防止に関する事項の追加
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

社会福祉法人　北海道光生舎
特別養護老人ホーム　光生舎ゆいま～る・もみじ台
短期入所生活介護　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人北海道光生舎特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員（以下「職員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定短期入所生活介護の提供にあたって、職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

２事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年札幌市条例第６号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させないものとする。

（施設の名称等）

第４条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　社会福祉法人北海道光生舎
　　特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台

（２）所在地　札幌市厚別区もみじ台南３丁目４番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　施設に従事する職員は、指定介護老人福祉施設の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）施設長　１名（常勤兼務）
　　施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）医師　１名（非常勤）
　　利用者の健康管理及び療養上の指導の業務を行う。

（３）生活相談員　１名以上（常勤）

利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援の業務を行う。
（４）看護職員　４名以上（常勤３名）
利用者の看護及び保健衛生業務を行う。
（５）介護支援専門員　１名以上（常勤）
当該事業のサービス計画の作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催等の業務を行う。
（６）介護職員　５０名以上（常勤２９名、非常勤２１名）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
（７）機能訓練指導員　１名以上（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練の業務を行う。
（８）事務員　１名以上（常勤）
施設長の指示を受け、予算及び経理の管理、職員の管理、その他の管理の業務を行う。
（９）栄養士　１名以上（常勤）
給食管理及び栄養指導の業務を行う。
（１０）調理員　外部委託
管理栄養士の指示を受けて、給食業務を行う。
２　空床型については、第１項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従業者の配置によるものとする

（利用定員）
第６条　利用定員は１０名とする。
２　　前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入居定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

（事業の内容）
第７条　事業の内容は次のとおりとする。
（１）生活相談（相談援助等）
（２）機能訓練（日常動作訓練）
（３）入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の支援
（４）健康状態の確認
（５）送迎

（利用料）
第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。
２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を一日当たりの料金とする。
（１）居住費　　３，１００円（一日当たり）
（２）食費　　１，４４５円（一日当たり）
食費内訳　朝食３８０円　昼食６２５円　夕食４４０円
（３）その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）
第９条　通常の送迎の実施地域は、市内全域及び近隣市町の一部地域（施設から片道１０キロメートル以内の範囲）とする。

（衛生管理等）

第１０条　指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

３　感染症又は食中毒予防及びまん延の防止の為の対策を検討する感染予防委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来る）を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

４　感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

５　職員に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、事業の提供を受ける際には、次に揚げる事項に留意するものとする。

（１）健康状態に異常のある場合は、その旨申し出ること。

（２）サービス内容について不満などがある場合は、その旨申し出ること。

（３）他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。

（４）火気の取り扱いに十分注意すること。

（５）第１１条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（６）事業所の安全衛生を害する行為をしないこと。

（緊急時における対応方法）

第１２条　職員は、事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに施設長及び主治医に報告する。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年２回以上実施する。

２　消防法に準拠して防災計画を別に定める。

３　施設は、非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

４　施設は、職員に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

５　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、法第23条の規定により札幌市が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は行う調査に協力するとともに、札幌市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者方の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１５条　事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止・身体拘束防止に関する事項）
第１６条　事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
(1)　虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施。虐待防止委員会・身体拘束防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し定期的に開催し、日常のサービス提供が適切に行われているかを検証するとともに、その結果について、職員に周知徹底するものとする。
(2)　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3)　その他虐待防止・身体拘束防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１７条　施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）　採用時研修　採用時１か月以内
（２）　継続研修　　１年に１回
２　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に記載する。

（委任）
第１８条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設長が別に定める。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

改訂 2026 年 7 月 1 日

「指定短期入所生活介護及び
介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

社会福祉法人　北海道光生舎
特別養護老人ホーム　光生舎ゆいま～る・もみじ台
短期入所生活介護事業（ショートステイ）

◇　◆　目　次　◆　◇

１．事業所

２．事業の目的及び運営方針

３．施設の概要

４．職員の配置状況及び勤務体制

５．勤務体制

６．営業日及びご利用の予約

７．施設サービスの概要

８．苦情の受付及び処理について

９．ハラスメントに関するお願い

１０．協力医療機関

１１．非常災害時の対策

１２．緊急時の対応

１３．事故発生時の対応

１４．緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

１５．身元引受人

１６．施設内における写真・動画撮影

１７．面会

１８．外出・外泊

１９．体調不良時の利用の終了と利用の再開

２０．事業所利用の際に注意していただく事項

１．事業者

（１）開設者の名称	社会福祉法人北海道光生舎　理事長　髙江　智和理
（２）事業所の名称 及び種類	社会福祉法人北海道光生舎 特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台 短期入所生活介護（平成２７年１０月１日指定） 北海道指定　0170511513 号
（３）所 在 地	札幌市厚別区もみじ台南３丁目４番１号
（４）管 理 者	施設長　大須田　司
（５）電話番号	ＴＥＬ　０１１－８９９－１６００ ＦＡＸ　０１１－８９９－１６０１

２．事業の目的及び運営方針

（１）事業の目的

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、当施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（２）運営方針

当施設にあっては、老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の福祉の万全を期するよう管理運営し、共同生活の円滑化と利用者が個人として尊重されるよう適切な養護を図ります。

３．施設の概要

（１）敷地、建物及び利用定員

敷地面積等	敷地 13,789.93 ㎡、延床面積 6,923.12 ㎡	1 人部屋	10 室 11.148 ㎡ / 1 室平均
建物・構造	鉄筋コンクリート造 3 階建（耐火造）		
利用定員	短期入所 10 名		

（２）その他主な設備（施設入所者と共用）

リビング	各ユニット１室	機械浴室	２室（２階及び３階）
一般浴室	各ユニット１室	医　務　室	１　室
トイレ	各ユニット３箇所		

４．職員の配置状況及び勤務体制（職員の配置については、入所と兼務となります）

配置している職員	常勤換算	指定基準
1.施設長（管理者）	１名	１名
2.生活相談員	１名	１名
3.介護支援専門員	２名	１名
4.介護職員	４０名	２６名
5.看護職員	５名	３名
6.機能訓練指導員	１名	１名
7.医師（嘱託）	１名	１名
8.栄養士	１名	１名
9.調理員	委託業務　常勤５名（非常勤１名）	
10.事務員	３名	１名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を施設における常勤職員の所定勤務時間で除した数です。（例：週４０時間）

例：週 20 時間を勤務した介護職員が４名いる場合、常勤換算では２名となります。
（20 時間×４名＝80 時間÷40 時間＝２名）

５．勤務体制（入所施設と同様）

職　　種	勤　務　体　制
介護職員	夜勤帯を除き、1ユニットにつき常時最低１名は勤務しています。 早番　　７：００ ～ １６：００　　１　名 日勤　　９：００ ～ １８：００　　0～１名 遅番　１３：００ ～ ２２：００　　１　名 夜勤　２２：００ ～　７：００　　１　名
看護職員	常時最低１名は勤務しています。 早番　　７：３０ ～ １６：３０　　１　名 日勤　　８：３０ ～ １７：３０　　0～１名 遅番　　９：００ ～ １８：００　　１　名
栄養士	日勤　　８：３０ ～ １７：３０　　１　名

※施設長、生活相談員、介護支援専門員は通常勤務（８：３０ ～ １７：３０）
※介護員・看護師共に日勤が不在のことがあります。

６．営業日及びご利用の予約

・営業は、年中無休で行っております。（※土日の送迎は行なっておりません）
・ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の１か月前から受け付けております。

７．施設サービスの概要

（１）介護保険給付サービス（要介護度により料金の変更あり‥‥‥‥ご利用料金表参照）

①食事の介助

・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。

※食事は介護給付対象外のため自己負担となります。

・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。

（食事時間）　朝食 7：30～9：30　昼食 12：00～14：00　夕食 17：00～19：00

②排泄の介助

・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

・おむつを使用する方に対しては、1 人ひとりに合わせた交換を行うとともに、必要に応じて随時交換を行います。

③入浴の介助

・週２回の入浴または清拭を行います。

・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

④着替え等の介助

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

・シーツ交換は週１回行います。

⑤相談および援助

・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。　※相談窓口：生活相談員

⑥送　迎

・利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を受けることができます。

（２）介護保険給付外サービス

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

①　滞在費‥‥‥‥1 日あたり 820 円～ 3,100 円（ご利用料金表参照）

（所得の段階により負担限度額が異なります。※ご利用料金表参照）

②食事の提供

・栄養士による食材の検収により、新鮮な食事を提供します。

・食費は【　朝食　380 円　　昼食　625 円　　夕食　440　】をご請求致します。

（所得の段階により負担限度額が異なります。※ご利用料金表参照）

食事中止のお申し出は予定日の前日までにご連絡をお願い致します。

（３）利用料金の支払方法

・介護サービス利用料金、居住費及び食費はご利用期間分を１ヶ月毎に計算して
ご請求致します。

※翌月２７日までに下記の方法によりお支払ください。

お支払方法　：　口座自動引落し
口座へ振込み

８．苦情の受付及び処理について

（１）当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

・窓口担当者：生活相談員（011-899-1600）
・受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日　8 時 30 分～17 時 30 分（祝祭日を除く）

（２）その他の苦情受付機関

○厚別区役所保健福祉課福祉支援係
・所　在　地：札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3－2
・電 話 番 号：011-895-2400
・受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分（祝祭日を除く）

○北海道国民健康保険団体連合会
・所　在　地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目　国保会館 1 階
・電 話 番 号：011-231-5175
・受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝祭日を除く）

○北海道福祉サービス運営適正化委員会
・所　在　地：札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道社会福祉総合センター（かでる 2･7）５階
・電 話 番 号：011-204-6310
・受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝祭日を除く）

（３）苦情処理について

苦情受付後、概ね１週間以内に施設内部及び介護保険担当課等と協議し、対処いたします。

（４）第三者評価について

提供するサービスについて第三者評価は受けていません

９．ハラスメントに関する対応

当事業所では、利用者及びご家族の皆様と信頼関係を大切にし、安心してサービスをご利用いただけるよう努めております。一方で、職員が安全かつ適切に業務を行うため、次のような行為はお控えいただきますようお願いいたします。

・暴力的な行為や威圧的な言動
・著しい暴言や人格を否定する発言
・不適切な身体接触や性的な言動
・制度上対応が難しいご要望の繰り返し　など

これらの行為が見られた場合には、状況を確認のうえ、改善のお願いをさせていただくことがあります。状況が改善されない場合、サービスの提供方法の見直しやご利用の継続についてご相談させていただく場合がございます。

なお、心身の状態に起因する行動につきましては、必要な支援や対応を検討しながら、適切に対応してまいります。

１０．協力医療機関

医療機関名	診療科	所在地
新札幌ひばりが丘病院	内　科	札幌市厚別区厚別中央３条２丁目 12-1
も み じ 歯 科	歯科・口腔外科	札幌市厚別区もみじ台北５丁目１－１
新札幌いった歯科	歯科・口腔外科	札幌市厚別区厚別中央２条４丁目 9-15
上杉皮膚科	皮膚科	札幌市厚別区厚別中央２条５丁目 7-2 サンピアザ 3F

１１．非常災害時の対策

・非常時の対応は、別に定める特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台消防計画により対応します。
・避難訓練等は、別に定める特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台消防計画により、年２回避難訓練及び通報訓練を実施します。
・防災設備は、スプリンクラー、防火扉 10 か所、・避難階段 3 か所、非常業務放送架非常通報装置、自動火災報知器、漏電警報器、誘導灯 90 か所、ガス漏れ報知器、消火器 36 か所、自家発電機、及び防炎カーテン等を設備しております。
・消防計画等は、防火管理者である施設長が作成し、消防署へ提出しております。

１２．緊急時の対応

・利用者の身体に急変が生じた場合などは、ご家族へ連絡をさせていただきます。
・生命に関わる場合には、救急搬送を優先させていただきます。
・救急搬送に関しては、基本的にはかかりつけ医をお伝えしますが、難しい場合は救急隊の指示に応じて別の病院へ搬送になる場合もございます。又、病院での付き添いや医師からの説明時はご家族も同席をお願いいたします。

１３．事故発生時の対応

・利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡を行うとともに必要な措置を行います。
・利用者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき理由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応いたします。

１４．緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

・当事業所は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービス提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。
「緊急やむを得ない場合」とは、一時的に発生する突発事態にのみ限定しますが、次の要件、手続きに沿って慎重に判断することを約束します。
・「緊迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない場合」に該当すると施設全体が判断した場合。
・緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束の内容、目的、時間、その際の利用者の心身の状況、拘束を行った理由を記録し、利用者又は家族の確認を得るものとします。
・緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その後の、利用者の日々の心身の状況などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い逐次その記録を加えご家族へ情報をお伝えします。

１５.身元引受人

・身元引受人は、利用契約書に基づく契約者の事業所に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負います。
・諸般の事情により、身元引受人を変更する場合、契約者は事業所に対し書面による申し出を行い、契約者及び事業所は、その内容を確認し、契約書末尾に添付するものとします。

１６.施設内における写真・動画撮影

・ご入居者及び職員の個人情報やプライバシーを保護する目的で、施設内における写真・動画撮影を許可なく撮影はご遠慮ください。
・ご入居者との撮影等を希望される際は職員までお申し出ください。
尚、他入居者及び職員が映らないように撮影願います。
※他入居者及び職員が映り込んだ場合は写真・動画の削除をお願いする場合があります。

１７.面会

・面会時は必ず面会者名簿に記載し、検温・手指洗浄・消毒をお願い致します。
（マスク着用にご協力をお願い致します。）
・面会時間は毎日 10：00～16：30(2 時間以内でお願い致します。)
※16：30 までには退館をお願い致します。
※回数の制限はありません。
・居室内での面会人数は 3 人まで(子供含む)とさせて頂きます。
・面会時のご飲食は居室内のみでお願い致します(入居者様も含め)。
※喫茶のご利用も可能です。
・面会時の差し入れ等の食べ物やその他の持ち込みは職員にお知らせ下さい。
・施設内においてコロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の
感染症が発生した場合は予告なく一時的に面会を中止する場合があります。

１８.外出・外泊

・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間をお知らせ下さい。
尚、外出・外泊届に記載をお願い致します。
外出・外泊における施設入退所は8：30～17：30の間でお願い致します。
・欠食される際には3日前までに申請をお願い致します。

１９.体調不良時の利用の終了と利用の再開

（１）利用開始当日について

・利用開始当日は体温が37.4℃以上あり受診が必要と判断した場合は利用中止になります。

（２）利用中について

・利用中は37℃から37.4℃の間の微熱の際は、他に症状がある時は利用終了となります。
微熱のみの場合は、4～8時間程度経過後、解熱されなければ利用終了となります。
・利用中は37.5℃以上（30分後に再検温）の発熱や受診が必要と施設が判断した場合は
利用終了となります。

（３）利用再開について

・利用再開は、発熱症状や体調不良時に病院受診に行き医師の診察を受けることをお願いしております。

発熱症状があった際	
病院受診をされた時	コロナ・インフルエンザの抗原検査を行い陰性確認。 36.9℃以下になってから24時間経過後（コロナ）、 48時間経過後（インフルエンザ）から再開可能。
病院受診をされなかった時	36.9℃以下になってから48時間経過後から再開可能

２０.事業所利用の際に注意していただく事項

・医療機関受診に係る費用は、入居者の負担となります。
・事業所内の設備及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。
・居室内では火気の使用をしないで下さい。
　※線香・ロウソク・ライターも含む。
・喫煙は、喫煙所でお願いします。
・夜間帯には、ライターをお預かりいたします。
・飲酒に関して特別な制限はありませんが、自身の健康や周囲へのご配慮を願います。
・騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はお断りします。
・むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにして下さい。
・身の回り品以外は持ち込まないで下さい。
・現金は、原則としてお預かり致しません。
・施設内では、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りします。
・施設内へのペットの持込み及び飼育はできません。

＜説明者　署名欄＞

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人北海道光生舎　特別養護老人ホーム光生舎ゆいま～る・もみじ台
短期入所者生活介護事業所

説明者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜同意者　署名欄＞

私は、本書により事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護事業所サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利　用　者　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿